

訪問看護職員就労研修支援事業（案）

1 背景

訪問看護ステーションに新規に雇用された看護師は、その多くが病棟勤務などの経験を有するが、訪問看護の現場は初めてであり、採用から数ヶ月は研修として同行訪問を行っている。訪問の際は、看護師1名のみ介護報酬が請求できるが、2名分の費用はでないため、十分な研修を受けることなく一人で訪問看護を行うなどの例が多く発生し、安心した在宅療養に支障が生じることになる。

2 目的

訪問看護ステーションに新規雇用された看護師が、就労しながら研修を受けやすくすることにより、早期に訪問看護職員としての知識や技術を習得させるとともに、看護師の資質向上を図る。

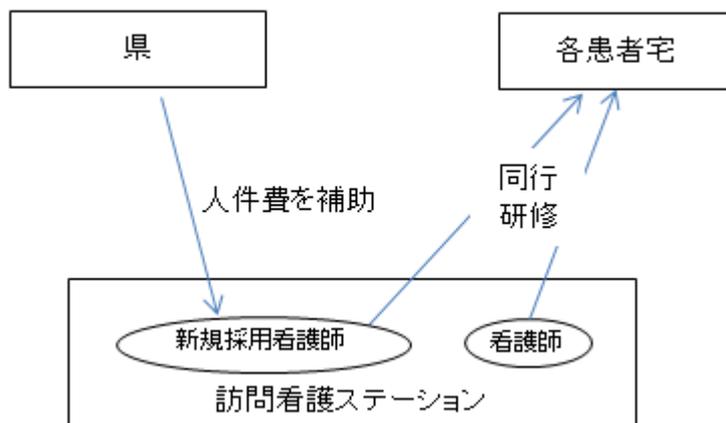
3 事業内容

訪問看護ステーションは、小規模の事業所が多く、一事業所あたりの職員数が少ないことから、新規採用の看護職員が資質の向上を図るために研修を受講する際にも十分な研修を受講させることが困難であるため、本事業により研修受講時の人件費を助成することにより、十分な研修を受講させることができるようになる。

4 対象経費

訪問看護ステーションに新規雇用された看護師の人件費

5 事業図解



6 その他

- (1) 補助対象は、小規模（看護職員5名未満）の事業所とする。
（小規模の事業所は、全体の6割程度と見込む。）
- (2) 1日の訪問は6時間、新人研修期間は、概ね20日とする。